資料集

1　広島市の環境保全行政

(1)　環境保全行政に関係する局課等

平成 21 年(2008 年)4 月 1 日現在

局課等名称	環境に関する事務
市民局	
生涯学習課	・生涯学習の振興
消費生活センター	・消費者施策に係る企画及び調整並びに情報の収集及び提供
文化スポーツ部	
文化財課	・文化財の保存及び活用
国際平和推進部	
国際交流課	・国際交流・協力の推進に関する企画及び総合調整
健康福祉局	
衛生研究所	
環境科学部	・環境保全に関する試験及び検査並びに調査及び研究
環境局	
環境政策課	・固形状一般廃棄物処理事業の企画及び調整 ・地域環境管理及び地球環境問題に係る企画及び調整 ・環境保全思想の啓発及び普及 ・環境保全事業基金 ・固形状一般廃棄物の減量化及び資源化
ｴﾈﾙｷﾞｰ・温暖化対策部	
企画課	・地球環境問題に係る調査、企画及び総合調整 ・地球温暖化対策 ・環境保全思想の啓発及び普及
環境保全課	・公害防止に関する調査及び企画 ・大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音及び振動(以下「大気汚染等」という。)の防止に係る指導、規制及び環境調査 ・大気汚染等に関する苦情、陳情等の処理 ・環境影響評価に係る審査、指導及び調整 ・公害防止思想の啓発及び普及
施設部	
施設課	・清掃施設に関する調査、計画及び設置 ・廃棄物処理事業の施行に伴う不動産の取得及びこれに伴う補償 ・廃棄物処理事業用代替地の管理及び処分 ・廃棄物処理事業の施行に伴う用地の借上げ ・廃棄物の埋立地の整備及び管理 ・清掃施設に係る大気､水質等の調査
玖谷埋立地管理事務所	・固形状一般廃棄物及び産業廃棄物の搬入管理及び埋立処分
工務課	・清掃施設及び環境測定施設に係る工事 ・一般廃棄物処理施設の設置の許可及び届出の受理並びに当該施設の設置、整備及び維持管理に関する指導及び監督
清掃工場(中、南、安佐南、安佐北、佐伯)	・固形状一般廃棄物の焼却処分 ・固形状一般廃棄物の破砕処分(安佐南工場に限る。) ・施設の維持管理
し尿処理場(出島処理場)	・液状一般廃棄物の終末処理 ・処理場の水質等の検査 ・施設の維持管理
業務部	
業務第一課	・固形状一般廃棄物の処理対策 ・固形状一般廃棄物の収集、運搬及び処分の作業計画 ・固形状一般廃棄物処理業の許可並びに一般廃棄物処理業者の指導及び監督 ・固形状一般廃棄物の処理に関する指導及び監督 ・環境美化に関する啓発及び総合調整 ・河川の清掃
業務第二課	・液状一般廃棄物の処理対策に関する調査及び企画 ・液状一般廃棄物の収集、運搬及び処分の作業計画 ・液状一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに浄化槽保守点検業者の登録 ・液状一般廃棄物の処理に係る指導、監督及び規制 ・液状一般廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導 ・浄化槽の設置等に係る受付、審査及び検査 ・浄化槽の維持管理に係る指導、監督及び規制 ・合併処理浄化槽の普及

局課等名称	環境に関する事務
産業廃棄物指導課	・産業廃棄物の処理対策に関する調査及び企画 ・産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導及び監督 ・産業廃棄物の保管及び処理に関する指導及び監督 ・産業廃棄物処理施設の設置の許可並びに当該施設の設置、整備及び維持管理に関する指導及び監督 ・産業廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導 ・使用済自動車に関する引取業者及びフロン類回収業者の登録､指導及び監督 ・使用済自動車に関する解体業及び破砕業の許可並びに解体業者及び破砕業者の指導及び監督
環境事業所(中、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)	・固形状一般廃棄物の処理作業に係る調査及び連絡調整 ・固形状一般廃棄物の収集及び運搬 ・固形状一般廃棄物の不法投棄の防止に係る監視及び指導
経済局	
地域産業支援課	・中小企業の経営の相談及び金融 ・中小企業に対する経営の診断及び支援 ・中小企業団体等の育成指導
産官学技術振興課	・産学官連携の推進及び技術振興に係る企画及び調整
工業技術センター	・工業技術に関する研究会の開催
農林水産部	
農政課	・農林水産業行政に関する総合的な企画及び調整 ・農業行政に関する企画及び調整 ・中山間地域等直接支払
基盤整備課	・農業用施設の工事の総括
森林課	・林業行政に関する企画及び調整 ・森林保護、鳥獣保護及び有害鳥獣捕獲に関する事務の総括 ・市有林の経営及び管理 ・憩の森等の管理の総括
水産課	・水産行政に関する企画及び調整
都市活性化局	
観光交流部交流課	・「水の都ひろしま」の推進に係る総合調整
都市整備局	
都市計画課	・都市整備に係る基本的方針及び基本計画の策定 ・都市デザインに関する調査及び企画並びに総合調整 ・都市景観に関する指導及び調整 ・ひろしま 2045：平和と創造のまち
臨海開発課	・臨海部の開発事業に関する調査、企画及び調整
指導部	
建築指導課	・建築指導行政に関する企画及び総合調整 ・特定建築物の省エネルギー措置の届出、指示等 ・建築物に係る環境への配慮に関すること
技術管理課	・建設技術施策の調査及び企画
緑化推進部	
緑政課	・緑化に関する企画及び指導 ・緑地の保全及び自然保護 ・緑化思想の啓発及び普及 ・公園、墓園、緑地及び緑道(以下「公園等」という。)の管理の総括 ・平和記念公園、中央公園、広島広域公園、安佐動物公園及び植物公園(以下「平和記念公園等」という。)の管理 ・公園等整備事業に関する予算の調整
公園整備課	・公園等の基本計画及び建設計画 ・公園等整備事業の事業計画 ・公園等の維持補修工事の総括 ・平和記念公園等の改良計画及び補修計画並びに維持補修工事 ・原爆ドームの保存工事 ・開発行為に伴う公園等の調査及び指導
住宅部住宅政策課	・住宅対策に関する調査、企画及び調整
西風新都整備部	・西風新都の都市景観 ・西風新都の計画区域内における幹線道路（道路交通局道路部道路計画課、安佐南区役所農林建設部土木課及び佐伯区役所農林建設部土木課の所掌に属するものを除く。）の整備計画
道路交通局	
道路交通企画課	・交通政策に係る調査、企画及び調整
河川課	・河川の管理の総括等
道路部	
道路計画課	・道路計画の総合調整 ・道路整備に係る調査及び企画

局課等名称	環境に関する事務
道路課	・道路事業による道路の事業計画
道路課	・電線類地中化の整備計画
街路課	・街路事業による道路の事業計画 ・街路事業による道路及び橋りょうの新設工事及び改良工事 ・有料道路と密接な関連のある都市計画道路の建設
都市交通部	・都市交通対策 ・新交通事業に係る総合調整 ・軌道系交通機関の整備計画 ・空港対策
下水道局	
経営企画課	・下水道事業の経営に関する調査及び企画等
計画調整課	・下水道の整備に係る総合調整等
管理部	
管理課	・下水道(下水道敷及び管きょ(以下「下水道敷等」という。)を除く。)の管理の総括等
維持課	・水資源再生センター、下水ポンプ場、小規模下水道及び農業集落排水処理施設の運転操作、維持管理及び補修工事の総括等
水資源再生センター(千田、江波、大州、旭町、西部)	・水資源再生センター及び中継ポンプ場の維持管理、運転操作及び補修工事 ・下水道施設の維持管理に必要な水質の検査
施設部	
管路課	・下水道敷等の管理の総括等、公共下水道・特定環境保全公共下水道･市営浄化槽・農業集落排水処理施設の整備
施設課	・水資源再生センター、下水ポンプ場及び農業集落排水処理施設の建設工事及び改良工事等
水道局	
企画総務課	・広報及び広聴に関すること ・水源涵養 ・環境会計に関すること
施設部	
水質管理課	・水源水域の水質調査 ・水質の調査及び研究
教育委員会事務局	
施設課	・学校緑化
青少年育成部	
育成課	・青少年施設の管理運営
学校教育部	
健康教育課	・学校保健
指導第一課	・教育課程
指導第二課	・高等学校の教育課程
教育センター	・教育関係職員の研修 ・教育関係資料の収集及び学校等への提供

⑵ 環境保全対策関係経費

ア 環境保全対策関係事業(環境局分)

(ｱ) 環境保全対策

(単位：千円)

項　目	説　　明	平成 20 年度 (2008 年度) 決算額	21 年度 (2009 年度) 予算額
大気汚染防止	・大気汚染監視、指導（測定局等による調査その他）	42,217	42,663
	・大気汚染監視施設整備（測定機器購入）	5,711	5,152
	・アスベスト飛散防止監視(立入り検査その他)	3,271	3,242
	小　　計	51,199	51,057
水質汚濁等防止	・水質汚濁監視、指導（水質検査業務委託、水質監視員、パトロール車による調査その他）	18,301	17,964
	・土壌汚染対策の推進	709	939
	小　　計	19,010	18,903
騒音・振動防止	・騒音・振動の監視、指導	1,036	545
	・自動車騒音振動等実態調査	11,864	11,896
	・広島西飛行場周辺騒音防止対策事業（航空機騒音実態調査）	4,599	4,609
	小　　計	17,499	17,050
有害化学物質対策	・ダイオキシン類対策(大気環境調査、水質等調査、排出ガス等調査)	11,974	11,415
	・ＰＲＴＲに基づく特定化学物質排出量の把握等	757	777
	小　　計	12,731	12,192
環境保全活動の促進	・環境マネジメントシステムの推進	2,111	2,989
	・環境学習の推進（広島地球ウォッチングクラブの運営、環境サポーターの養成、環境づくり普及啓発）	2,203	1,731
	・「環境の日」ひろしま大会の開催	350	350
	・太田川流域市町の環境保全交流	2,770	2,770
	・「クリーン太田川」の開催	586	564
	小　　計	8,020	8,404
環境影響評価その他	・環境影響評価制度の運用	1,575	2,303
	・重慶市との環境保全交流	1,472	－
	・環境保全事務	9,533	4,714
	小　　計	12,580	7,017
計		121,039	114,623

(ｲ) 地球温暖化対策

(単位：千円)

項　目	説　　明	平成20年度 (2008年度) 決算額	21年度 (2009年度) 予算額
事業活動における取組を促すための施策	・地球温暖化対策地域協議会における取組の推進	407	88
	・カーボンマイナス70エコパートナー制度	－	262
	・エコ事業所認定事業	－	319
	・事業者が排出する温室効果ガス削減施策の検討	6,237	3,228
	・カーボンバンク(仮称)の検討	－	253
	小　　計	6,644	4,150
家庭生活における取組を促すための施策	・地球温暖化対策地域協議会における取組の推進	1,253	1,218
	・インターネットを活用したエコライフ推進事業	2,272	1,808
	・住宅環境性能向上促進補助	21,650	50,000
	・地球温暖化問題の普及啓発	－	392
	・学校におけるCO_2見える化推進事業	－	1,680
	・１１０万人のエコ講座事業準備事務	－	41
	小　　計	25,175	55,139
自動車使用時や移動時の取組を促すための施策	・低公害運送車両導入費補助	－	5,000
	・次世代自動車導入加速モデル事業協議会における取組の推進	－	185
	小　　計	－	5,185
市の事務・事業における温室効果ガス削減に向けた施策	・グリーン電力使用推進事業	－	3,108
	・水素エネルギー利用の普及啓発	2,715	3,219
	・自動車代替燃料等の普及促進	3,679	－
	小　　計	6,394	6,327
その他	・地球温暖化対策地域推進計画等の改定(日独米気候政策自治体パートナーシップのワークショップへの参加、環境・エネルギーに関する技術等の動向調査)	1,097	2,894
	・地球温暖化対策事務その他(低公害車の公用車の導入普及啓発)	173	209
	小　　計	1,270	3,103
		39,483	73,904

(ｳ) ごみ処理

（単位：千円）

項　目	説　　明	平成 20 年度 (2008 年度) 決算額	21 年度 (2009 年度) 予算額
ごみ収集	・普通ごみ等収集 （収集車両購入⑳8 台、㉑6 台)、収集車両補修、作業用機材その他、収集業務委託、ごみ転送業務）	2,047,759	2,028,787
	・大型ごみ収集（収集業務委託その他）	370,913	388,762
	・資源・有害ごみ収集	517,940	583,358
	・環境事業所管理運営等	96,035	74,041
	小　　計	3,032,647	3,074,948
ごみ処分	・焼却処分（清掃工場等管理運営、清掃工場施設整備）	4,095,164	3,963,871
	・安佐南工場建替（解体工事その他）	101,404	382,652
	・埋立処分（埋立地管理運営、玖谷埋立地拡張整備）	502,048	841,493
	・恵下埋立地(仮称)整備	6,822	152,473
	・ごみ処理施設地域環境整備	64,417	75,181
	・資源化処分（可燃ごみ減量化対策、容器包装のリサイクル、選別センター管理運営）	1,007,815	970,303
	・リサイクル施設整備	1,513,784	137,600
	・ストックヤード管理運営	753	1,051
	・大型ごみ破砕処理施設管理運営	328,764	332,044
	・廃乾電池等処分	60,729	64,393
	小　　計	7,681,700	6,921,061
計		10,714,347	9,996,009

(ｴ) し尿処理

（単位：千円）

項　目	説　　明	平成 20 年度 (2008 年度) 決算額	21 年度 (2009 年度) 予算額
し尿収集	・収集業務及び手数料徴収業務委託	828,568	805,397
	・し尿中継運搬業務委託	94,993	90,650
	・し尿収集施設整備	9,061	0
	小　　計	932,622	896,047
し尿処分	・処理場管理運営	515,632	585,422
	・安芸地区衛生施設管理組合（一部事務組合）負担金	241,959	245,280
	小　　計	757,591	830,702
計		1,690,213	1,726,749

(オ) きれいなひろしま・まちづくり推進

(単位：千円)

項　目	説　　明	平成 20 年度 (2008 年度) 決算額	21 年度 (2009 年度) 予算額
啓発	・散乱ごみ追放キャンペーンの実施	2,683	2,633
	・美化活動ボランティアの表彰	205	221
	・学校における環境美化教育の推進	853	854
	・ポスターによる啓発その他	2,858	1,771
	・ぽい捨て防止のための巡回パトロール	9,229	9,260
	小　　計	15,828	14,739
受け皿整備	・街路ごみ容器・灰皿の維持管理	926	644
清掃	・河川清掃	26,492	27,937
	・街路ごみ容器・灰皿ごみ収集	29,713	32,032
	・地域美化活動の支援 （町内清掃ごみ袋の配布、町内清掃・不法投棄ごみの収集）	38,829	38,988
	・クリーンボランティア支援事業の実施	1,240	1,337
	・まちの美化に関する里親制度の実施	492	1,050
	・「クリーンアップチームひろしま」による清掃・啓発の推進	46,200	46,200
	・不法投棄防止対策	18,981	18,991
	小　　計	161,947	166,535
計		178,701	181,918

(カ) 清掃業務の企画調整及び指導

(単位：千円)

項　目	説　　明	平成 20 年度 (2008 年度) 決算額	21 年度 (2009 年度) 予算額
企画調整及び指導	・ゼロエミッションシティ広島の推進 （ごみ減量化・リサイクル推進啓発等事業、事業ごみ有料指定袋の実施、レジ袋削減等の取組事業、家庭系生ごみリサイクル事業、家庭用生ごみ処理機等購入補助、ゼロエミッションシティ推進協議会の運営、建築資材の再利用研究調査）	337,603	395,899
	・清掃事業の普及啓発	12,775	11,596
	・廃棄物処理指導 （分別収集の推進、事業者等に対する指導、産業廃棄物処理指導、ダイオキシン類対策、自動車リサイクル法の運用）	54,461	73,710
	・広島市環境事業公社事業助成	286,490	352,343
	・し尿収集業者融資事業	90,000	30,000
	・し尿収集業務量減量対策	90,000	90,000
	・公衆便所施設整備	1,023	－
	・山県郡西部衛生組合（一部事務組合）脱退に伴う清算金	90,318	90,318
	・廃棄物処理施設運営協議会運営その他	48,527	51,758
計		1,011,197	1,095,624

合計		13,754,980	13,201,474

イ　環境保全対策関係主要事業(他局分)

（単位：千円）

局　　名	事業の概要	平成20年度(2008年度)決算額	21年度(2009年度)予算額
市民局	・ひろしま国際協力事業の推進(研修員受入分)	2,868	3,603
	・市民アカデミー事業（区民アカデミー講座自然科学分野）	86	400
	・史跡原爆ドームの保存継承（技術試験・調査）	236	1,268
	・史跡中小田古墳群整備（防災工事、維持管理その他）	11,962	8,596
	・伝統文化保存継承事業	18	27
	・文化財保存 （文化財調査、文化財保存事業補助、史跡広島城二の丸管理・公開、国指定文化財保存管理その他）	45,996	67,986
	・埋蔵文化財保護（埋蔵文化財分布調査、埋蔵文化財活用・整理）	19,034	19,189
社会局	・衛生研究所の検査機器購入	27,226	29,000
経済局	・農業生産基盤整備	805,290	991,526
	・環境にやさしい農業の推進	179	143
	・中山間村地域等直接支払事業	48,145	49,387
	・市民菜園開園推進事業	6,331	10,678
	・森林保護・育成	50,693	53,345
	・市行造林・市行育林事業	28,689	29,488
	・水源の森事業	2,498	2,498
	・森林公園整備	640	916
	・松くい虫防除	14,399	11,331
	・憩の森管理、ハイキングコース管理	17,734	17,868
	・市民参加の森林(もり)づくり(「もりメイト」育成、みどりの里親制度、ボランティア間伐サポート)	1,007	805
	・森林(もり)だくさん体験事業	1,306	1,455
	・河川・海浜・海底清掃	12,290	2,293
	・市民と魚貝のふれあい推進	1,423	1,091
	・環境関連産業の育成・振興	340	503
	・新技術・産学官共同研究開発補助	29,230	25,000
	・環境関連製品・技術開発補助	3,910	10,000
	・中小企業特別融資(環境保全資金)預託貸付	39,000	84,000
都市活性化局	・「水の都ひろしま」の推進	4,714	4,513
都市整備局	・景観行政の推進	1,179	1,181
	・ひろしま街づくりデザイン賞	2,051	851
	・不法はり紙除却等	3,554	10,802
	・港湾清掃	7,230	7,230
	・公園施設整備	49,109	102,700
	・公園用地取得	—	—
	・西部河岸緑地整備	167,294	1,000
	・東部河岸緑地整備	2,928	140,000
	・公園緑地清掃	251,214	349,745
	・植物公園施設整備・管理運営	431,180	433,263
	・安佐動物公園施設整備・管理運営	612,349	629,140
	・グリーンフェア等の開催	700	700
	・グリーンパートナー事業	223	395
	・キョウチクトウ及び被爆アオギリ二世苗育成	816	825
	・緑の基本計画の改定	4,725	—
	・屋上等緑化促進事業	1,794	12,752

局　　名	事業の概要	平成20年度 (2008年度) 決算額	21年度 (2009年度) 予算額
都市整備局	・屋上等緑化促進事業	1,794	12,752
	・緑地保全育成推進事業	733	988
	・公共工事の建設副産物のリサイクル推進	53	53
道路整備局	・広島西飛行場周辺騒音防止対策事業（住宅等騒音防止）	11,139	12,647
	・電線類地中化事業	290,263	426,000
	・歩道新設・改良	1,725,899	1,135,260
	・交差点改良	103,822	85,000
	・透水性舗装	25,032	44,000
	・道路清掃	238,005	295,263
	・放置自転車対策の推進	116,814	134,544
	・マイカー乗るまぁデーの推進	6,002	6,009
	・広島市都心交通対策実行委員会の運営	477	2,837
	・広島都市圏パーク・アンド・ライド推進協議会負担金	232	232
	・自転車都市ひろしまの推進	－	6,000
	・交差点交通処理の見直しによる渋滞対策	1,361	2,560
	・ＪＲ広島駅新幹線口広場等の整備	184	－
	・ＪＲ可部の輸送改善事業の推進	172	38,083
	・バス運行対策費補助	361,121	372,993
	・地域主体の乗合タクシー導入	－	1,681
	・交通施設バリアフリー化設備整備費補助	138,403	21,314
	・低公害バス車両購入費補助	5,000	5,000
	・芸備線利用促進対策等の推進	364	243
	・循環バスをはじめとした使いやすい公共交通の検討調査	－	7,651
	・交通ＩＣカードシステム整備補助（バス・路面電車）	155,079	55,081
	・交通ＩＣカードシステム整備補助（新交通システム関連）	224,340	166,996
	・ＬＲＴ都市サミットの開催準備	365	13,619
	・白島新駅の設置の推進	－	9,328
	・ＪＲ西広島駅周辺地区交通結節点整備検討	2,961	5,400
	・河川環境整備(低水護岸工、緑地整備その他)	29,280	30,000
	・普通河川改良(自然環境保全河川：ホタル護岸)	16,125	42,000
下水道局	・公共下水道整備	19,771,938	17,956,944
	・下水道新設改良	288,438	625,143
	・流域下水道整備(県施行太田川流域道整備事業に対する負担金)	141,271	155,352
	・下水汚泥の資源化	503,020	565,019
	・特定環境保全公共下水道整備	282,651	1,131,264
	・農業集落排水処理施設の整備	213,303	515,075
	・市営浄化槽の整備	60,143	115,811
水道局	・すいどう探検隊	354	783
	・水源涵養モデル事業	12,376	17,942
教育委員会	・感動体験推進事業	8,579	9,232
	・少年自然の家整備	3,709	3,000
	・青少年野外活動センター施設整備補助	3,152	－
合　計		27,454,022	27,134,576

⑶ 環境保全行政のあゆみ(年表)

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
42. 4		降下ばいじん、硫黄酸化物(PbO_2 法)及び自動車排出ガス調査開始
8	「公害対策基本法」公布	
10		衛生課に公害係(3 名)を設置
43. 1		排水パトロール班発足
6	「大気汚染防止法」公布 「騒音規制法」公布	
12		「騒音規制法」に基づく政令市となる
44. 4	「騒音規制法」に基づく地域指定(広島市他)	公害対策課(12 名)を設置 市内河川、河口域の水質調査開始
12	「広島県公害防止条例」公布	
45. 2	一酸化炭素に係る環境基準－閣議決定	
4	水質汚濁に係る環境基準－閣議決定	
6	「公害紛争処理法」公布	
9	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(太田川、瀬野川水域)	
12	「公害対策基本法」の一部改正、「水質汚濁防止法」等公害関係 14 法成立	
46. 4		「広島市中小企業公害防止資金融資制度」発足 太田川上流の水質調査開始 河川底質調査開始
5	騒音に係る環境基準－閣議決定	
6	「悪臭防止法」公布 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」公布	「水質汚濁防止法」に基づく政令市となる 「広島市水質監視員」設置
7	環境庁発足 「広島県公害防止条例」全面改正	課名を「環境保全課」に変更
8		「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく政令市となる 「広島市環境保全協議会」設置 「広島市環境保全連絡調整委員会」設置
9		航空機騒音調査開始(県共同)
10		環境保全部(調整課、規制課、公害試験所計 33 名)を設置 「大気汚染防止法」に基づく政令市となる(工場を除く)
12	「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」公布(上乗せ条例)	
47. 1		紙屋町測定局(自動車排出ガス)、広島県より借受 「広島県公害防止条例」に基づく事務委任(大気(工場を除く)、水質、騒音)
4		環境騒音調査開始
5		「悪臭防止法」に基づく政令市となる
6	「各種公共事業に係る環境保全対策について」－閣議了解	
7		大気測定車(ブルースカイ)購入
8. 4		学校環境調査開始(大気、騒音) 「広島市環境保全モニター」設置 悪臭物質の測定開始
5	「悪臭防止法」に基づく地域指定(広島市他) 大気汚染に係る環境基準－環境庁告示	
6	第 1 回「環境週間」実施	
7	「オキシダント、二酸化窒素、一酸化炭素に係る常	

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
	時監視及び緊急時の措置要領」制定(広島県)	
	第1回「瀬戸内海環境保全月間」実施	
8	固定発生源に係る窒素酸化物の排出基準設定	
10	「瀬戸内海環境保全臨時措置法」公布	
	「公害健康被害補償法」公布	
12	航空機騒音に係る環境基準－環境庁告示	「広島市環境保全整備計画」作成
49. 3	「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」一部改正	比治山測定局(自動車排出ガス、騒音)設置
4	「大気汚染防止法」に基づく燃料使用規制地域の指定(広島市中央部)	
	騒音に係る環境基準の類型指定(広島市他)	
6	「環境影響評価の運用上の指針について」－中央公害対策審議会の中間報告	
9		三篠小学校、皆実小学校、袋町小学校に大気測定局を設置
10	「大気汚染防止法」に基づく燃料使用基準設定－県告示	新幹線(試運転列車)騒音調査開始
	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(広島市地先海域、海田湾他)	
50. 3	山陽新幹線(岡山―博多間)開通	
6	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(広島市内河川(吉山川他7水域))	
7	新幹線鉄道騒音に係る環境基準－環境庁告示	
12	「環境影響評価制度のあり方について」－中央公害対策審議会(検討結果のまとめ)	
51. 2	広島・呉地域公害防止計画策定(50～54年度)	
3		紙屋町測定局、広島県より譲渡
6	「振動規制法」公布	
12		「振動規制法」に基づく政令市となる
52. 3		大気汚染中央監視局を設置(市役所内)
6	航空機騒音に係る環境基準の類型指定(広島空港周辺地域)	
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定(広島市他)	
	広島空港が「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく特定飛行場に指定される	
10		広島空港周辺住宅の騒音防止工事の助成実施
53. 1	「振動規制法」に基づく地域指定(広島市他)53.3施行	
2	国・県・市の共同によるジェット機テスト飛行(広島空港)	
3		井口小学校に大気測定局を設置
4	「瀬戸内海環境保全基本計画」－閣議決定	
6	「水質汚濁防止法」一部改正(総量規制の導入等)	
	「瀬戸内海環境保全臨時措置法」一部改正(「瀬戸内海環境保全特別措置法」と改題、瀬戸内海環境保全の強化等)	
53. 7	二酸化窒素に係る環境基準改定－環境庁告示	
54. 1		現安佐北区役所に大気測定局を設置
3		現安佐南区役所に大気測定局を設置
		庚午測定局(自動車排出ガス)設置
4	「環境影響評価制度のあり方について」－中央公害対策審議会の答申	「広島県公害防止条例」に基づく事務委任(悪臭)
7		袋町小学校測定局を南観音小学校に移設

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
12		矢賀小学校に大気測定局を設置
55. 3	「広島県洗剤対策推進要綱」県策定	大気測定車(ブルースカイ)更新
	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」を公告(広島県)	
4	「燐及びその化合物に係る削減指導方針」決定	政令指定都市移行
		「大気汚染防止法」(工場)、「瀬戸内海環境保全特別措置法」並びに「悪臭防止法」(規制地域の指定及び規制基準の設定)に基づく政令市となる
5	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「水質汚濁防止法施行規則に基づく汚濁負荷量の測定に係る排水の期間及び特定排出水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法」－県告示	
8		「広島市水質浄化推進連絡会議」設置
9	航空機騒音に係る環境基準の類型指定の改正	
12		新和小学校測定局(自動車排出ガス、騒音)設置
56. 3	広島・呉地域公害防止計画策定(55～59 年度)	
57. 2		広島駅測定局(自動車排出ガス)設置
3		安川水質測定局設置
4		環境保全部を「環境保健部」に改組
		衛生研究所を設置
12	「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」－県告示　58.4 施行	
	水質汚濁に係る環境基準の一部改正(湖沼の全窒素、全燐)	
58. 9		「広島市地下水汚染問題連絡会議」設置
59. 7	「湖沼水質保全特別措置法」公布	「広島市化製場等に関する条例」を公布
8	「環境影響評価の実施について」－閣議決定	
60. 3	水質汚濁に係る環境基準の類型指定の変更(猿猴川)	
6	大気汚染防止法、大気汚染防止法施行規則の一部改正(小型ボイラーの規制対象)	
11		広島駅測定局を八幡小学校へ移設
61. 3	広島・呉地域公害防止計画策定(60～64 年度)	
	水質汚濁に係る環境基準の類型指定(府中大川)	
4		「大気汚染常時監視システム」更新
		「騒音規制法」及び「振動規制法」(規制地域の指定及び規制基準の設定)に基づく政令市となる
5	燐及びその化合物に係る削減指導方針(広島県)	
10		中国四川省重慶市と友好都市提携
62. 4	「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」－県告示	
5	「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」－県告示	
63. 3		「広島市環境保全モニター」廃止
5	「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布	
平成		
元. 3		「広島市西部丘陵都市環境管理指針」策定
4		「広島市環境情報システム」整備
6	「大気汚染防止法」一部改正(石綿規制)	
元. 9	「悪臭防止法施行令」一部改正(低級脂肪酸 4 物質追加)	
10		重慶市より、酸性雨・大気汚染防止専門家の派遣要請
2. 3		「広島市環境保全事業基金」設置
5		広島市環境管理計画策定検討委員会設置
		重慶市へ環境保全視察団を派遣
6	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法	

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
	律」公布	
	「水質汚濁防止法」一部改正(生活排水対策の推進)	
8		「広島市地球環境問題連絡会議」設置
10	地球環境保全に関する関係閣僚会議「地球温暖化防止行動計画」を決定	
11	「大気汚染防止法施行令」一部改正(ガス機関及びガソリン機関の追加)	
12		「広島市ゴルフ場指導要綱」施行
3. 3	「瀬野川水質環境管理計画」策定	一般環境大気測定局の再編整備
	「八幡川河川環境管理協議会」設立	矢賀小学校測定局を福木小学校へ移設(福木小学校測定局)
		八幡小学校測定局を伴小学校へ移設(西部丘陵測定局)
		南観音小学校測定局を廃止
	「公害の防止に関する国の財政上の特例措置に関する法律」一部改正(10 年延長)	
	「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律」一部改正	
	広島・呉地域公害防止計画策定(平成 2～6 年度)	
4		追加悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示
7	「水質汚濁防止法」一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる洗浄施設等を特定施設として追加)	重慶市環境保全視察団の受入
10		「八幡川水質汚濁防止対策推進連絡会」設立
4. 3		大気測定車更新
		広島市地下水汚染対策基本方針を決定
6	環境と開発に関する国連会議(ブラジル:リオデジャネイロ)	
10		重慶市研修生の受入
		シアン化合物による太田川水質汚染事故発生
12	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」一部改正	「広島市水質浄化推進連絡会議」を「広島市水質保全会議」に改組
		広島市における地球環境保全への取組方針を決定
5. 1	「瀬野川河川環境管理協議会」設立	
3	「水質汚濁に係る環境基準について」一部改正(健康項目 9 項目→環境基準健康項目 23 項目)	広島市環境管理計画策定
	「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」一部改正(地下水の評価基準の改正)	
4		重慶市へ環境保全視察団を派遣
		「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく規制地域の改正
6	「悪臭防止施行令、施行規則」の一部改正(悪臭物質追加 12 項目→22 項目)	
5. 7		重慶市と技術交流調印
5. 7		公用車に電気自動車を導入
8	水質汚濁に係る環境基準一部改正(海域の窒素・燐追加)	
	「水質汚濁防止法」一部改正(窒素・燐を排水基準に追加)	
10		重慶市に酸性雨研究交流センターを開所
11	「環境基本法」公布・施行(公害対策基本法の廃止)	
12	「水質汚濁防止法」一部改正(排水基準の有害物質を追加 11 項目→24 項目、鉛、砒素の排水基準の規制強化)	

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
6. 2	土壌の汚染に係る環境基準の一部改正(対象項目の追加 10 項目→25 項目)	「地球にやさしい市民会議」の設置
6		酸性雨研究交流センター職員の受入
10		「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体」として被表彰
11		重慶市へ職員 2 名を派遣
7. 2		「太田川流域市町村水質保全交流会議」の設置(2 市 7 町 2 村)
3	「広島県環境基本条例」施行	追加悪臭物質に係る規制地域及び規制基準告示(悪臭物質追加 12 項目→22 項目)
4	「悪臭防止法」一部改正(嗅覚測定法による規制の導入)	「環境保全課」を「環境対策課」及び「環境企画課」に改組
		「広島市環境影響評価要綱」施行
5		重慶市の環境保全視察団を受入
6		国際環境自治体協議会(ICLEI)へ加盟
		「広島地球ウォッチングクラブ」設立
7		全国アメニティ推進協議会平成 7 年度総会の開催(於 広島市)
		広島市環境サポーター養成講座開始
9	「悪臭防止法施行令・施行規則」一部改正	
11		広島市環境サポーター制度発足
		重慶市へ職員 2 名を派遣
8. 3		「地球にやさしい市民行動計画」策定
4		アイエス西部丘陵都市開発事業の環境影響評価手続の開始
5	「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法」一部改正	日中環境協力総合フォーラムへ出席
6	広島県フロン回収推進協議会設置	
	環境家計簿全国大会開催(於 広島市)	
7		「平和の鐘」が日本の音風景 100 選に認定
		太田川流域市町村水質保全交流会議による「水援隊」発足
8		ベトナム社会主義共和国より研修生受入
10	環境庁環境カウンセラー制度発足、募集開始	
11		日中環境協力都市会議へ参加
12	「騒音規制法施行令」一部改正	「アイドリングストップ運動」実施
9. 1	政令指定都市環境サミット'97 開催	
	「大気汚染防止法施行令」一部改正	
2	環境影響評価制度中央環境審議会の答申	グリーン購入ネットワーク加入
	「大気汚染防止法施行規則」一部改正	第 4 回東アジア酸性雨モニタリングネットワーク専門家会合開催
		「地球環境子ども会議」を国際会議場で開催
3	広島県環境基本計画の策定	公用車に天然ガス自動車を導入
	「地下水の水質の汚濁に係る環境基準」環境庁告示 9.3 施行	
9. 4	「大気汚染防止法」一部改正施行(建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止についての規制が追加)	衛生局環境企画課・環境対策課を環境局環境企画課に統合組織改正
	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」制定	広島西風新都線の環境影響評価手続の開始
		有害大気汚染物質のモニタリング開始
	「エコライフ 100 万人の誓い」運動実施	
9. 4	「特定フロン回収促進プログラム」策定	
6	環境影響評価法公布	「環境の日」ひろしま大会開催(以降毎年度開催)
7		フィリピン共和国・スリランカ民主社会主義共和国より研修生 1 名ずつ受入
8	「ダイオキシン対策に関する 5 ヶ年計画」	
	「大気汚染防止法施行令」一部改正	

年月	国・広島県	広島市
9	「廃棄物処理法施行令及び施行規則の一部を改正する省令」施行 広島県公害防止条例施行規則の一部改正	
10		「地球温暖化シンポジウム・イン・広島」開催
11		第4回気候変動世界自治体サミット(名古屋)に参加
12	気候変動枠組条約第3回締約国会議(ＣＯＰ3) 「大気汚染防止法施行令」改正 「環境影響評価法施行令」公布	重慶市に職員2名を派遣
10. 1		「地球にやさしい市民会議」を「広島市環境条例(仮称)検討委員会」に改組
2		環境局「環境バッジ」製作・配付
3		安佐南・安佐北・福木小学校測定局を地上に移設
4	「広島県公害防止条例」一部改正 排水基準の有害物質を追加 「大気汚染防止法施行規則」一部改正(廃棄物焼却炉に係るばいじん排出基準強化)	ダイオキシン類大気環境調査開始 学校焼却炉の使用廃止
6	「地球温暖化対策推進大綱」策定	バングラデシュ人民共和国・ベトナム社会主義共和国より研修生1名ずつ受入
8		日中環境開発モデル都市構想専門家委員会に参加(北京)
9	騒音に係る環境基準の改正 「自動車排出ガスの量の許容限度」一部改正	
10	「大気汚染防止法施行令」一部改正 「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布	「広島市役所環境保全率先行動計画」策定
11		広島駅南口広場にて「アイドリング・ストップ街頭キャンペーン」実施
12	「騒音規制法施行令」一部改正 「振動規制法施行令」一部改正 「大気汚染防止法施行令」一部改正 「悪臭防止法施行令」一部改正	中国重慶市より研修生2名受入 (仮称)祇園山本地区開発事業の環境影響評価手続の開始
11. 1		玖谷埋立地整備変更事業の環境影響評価手続の開始
2	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(環境基準健康項目23項目→26項目) 騒音に係る環境基準の類型指定の全部改正(広島県)	
3	大気・水質・騒音・振動・悪臭の各規則一部改正(届出の電子化及び押印手続き見直し) 「広島県公害防止条例」改正(屋外燃焼禁止)	「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」公布 「広島市環境影響評価条例」公布 「広島市環境条例(仮称)検討委員会」を廃止
4	「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行	「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」施行
5	「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」一部改正(電気ガス法改正)	
6	環境影響評価法全面施行 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(ＰＲＴＲ法)」公布 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布 「瀬戸内海環境保全特別措置法」一部改正	「広島市環境影響評価条例」全面施行
11. 8		パキスタン・イスラム共和国、インドより研修生1名ずつ受入
12	「大気汚染防止法施行令」「水質汚濁防止法施行令」一部改正 「ダイオキシン類対策特別措置法施行令、施行規則」公布	出島埋立地区廃棄物処分場設置に係る環境影響評価手続の開始(条例施行後初の案件)

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正(ダイオキシン関係)	
12. 1	「ダイオキシン類対策特別措置法」施行 排水基準を定める総理府令一部改正	広島市環境局ホームページ開設 「広島市地球環境問題連絡等会議」を発展的に解消し「広島市環境調整会議」を設置 「広島市環境審議会」設置
2		安川水質測定局廃止
3	自動車騒音の限度を定める命令の全部改正 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(ＰＲＴＲ法)」施行	「広島市の生物」発行
7		水質・底質・地下水のダイオキシン類調査開始
8		パキスタン・イスラム共和国、インドより研修生 1 名ずつ受入
10		土壌のダイオキシン類調査開始
11		公共用水域の環境ホルモン調査開始 中国重慶市より研修生 2 名受入
13. 1	環境省発足	
2		第 2 回こどもエコクラブアジア太平洋会議を国・県と共催
3	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(ＰＲＴＲ法)施行規則」公布	
4	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」施行(冷蔵庫・エアコンの冷媒フロンの回収義務化) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」施行	
6	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」公布	ＰＲＴＲパイロット調査実施
7		マレーシア(ミリ市)より研修生 1 名受入
8		安佐南工場建替事業(処理能力:600ｔ/日)に係る環境影響評価手続の開始
10		「広島市環境基本計画」策定 「広島市役所環境保全実行計画」策定 安佐北工場においてＩＳＯ14001 を認証取得
11	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令、施行規則」一部改正(硫酸カリウムの製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加)(H13.12 施行)	
14. 3	「地球温暖化対策推進大綱」一部改正	「広島市グリーン購入方針」策定
4	ＰＲＴＲ法に基づく事業者の届出開始	環境企画課を環境政策課と環境保全課に分割
5	「土壌汚染対策法」公布	玖谷埋立地拡張整備事業の環境影響評価手続き開始
6	京都議定書締結を閣議決定　同日国連本部に受託書を寄託 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布	
7	「窒素含有量に係る総量規制基準」－県告示(H14.10 施行) 「りん含有量に係る総量規制基準」－県告示(H14.10 施行)	
14.7	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設等を特定施設(水質基準対象施設)に追加) (H14.8 施行)	

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
9	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質の汚濁のうち、水底の底質の汚染に係る環境基準適用	
10	フロン回収破壊法(自動車関係)施行	中国重慶市より研修生2名受入
11	第5回内分泌攪乱化学物質問題に関する国際シンポジウム開催(会場：広島国際会議場、広島市後援)	
15. 2	「土壌汚染対策法」施行	
3	「広島県環境基本計画」改定	「広島市多元的環境アセスメント基本構想」策定
5		「広島市地球温暖化対策地域推進計画」策定
6	「CO_2削減・百万人の環」消灯キャンペーン実施	
7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布	ブータン王国(ティンプー市)より研修生1名受入
9		「悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定」告示(H16.1施行)
10	「広島県公害防止条例」を全部改正し、「広島県生活環境の保全等に関する条例」を公布	「広島市地球温暖化対策地域協議会」設置 「広島市ぽい捨て等の防止に関する条例」施行
12	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(4－クロロフタル酸水素ナトリウムの製造に係る施設等を特定施設（水質基準対象施設）に追加)(H16.1施行)	
16. 2		市役所本庁舎においてISO14001を認証取得
3	「広島県地球温暖化防止地域計画」策定 「ヒートアイランド対策大綱」決定	「廃棄物最終処分場整備計画の策定における多元的環境アセスメントガイドライン」策定
4		「広島市多元的環境アセスメント実施要綱」施行
6	「景観法」公布	
7		ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム策定 インドネシア共和国(バンドン・リージェンシー)より研修生1名受入
10		中国重慶市より研修生2名受入
17. 3		白木産業廃棄物最終処分場増設事業の環境影響評価手続き開始
6		広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定
7		安佐南工場建替事業(処理能力:400ｔ/日)に係る環境影響評価手続の開始
8	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」一部改正(担体付き触媒の製造に係る施設等を特定施設(水質基準対象施設）に追加)(H17.9施行)	
18. 3		広島市産業廃棄物処理指導計画策定
4	「大気汚染防止法」一部改正施行（揮発性有機化合物（VOC）の排出規制の開始)	
18. 10	「大気汚染防止法」一部改正施行（特定粉じん排出等作業の実施の事項に工作物に関する事項を追加)	「広島市の生物（補遺版)」発行 中国重慶市より研修生2名受入
19. 6	「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」一部改正（毒性等価係数について改正）(H20.4施行)	広島市環境基本計画（改定計画）策定
20. 3		大気測定車更新

年月	国 ・ 広 島 県	広 島 市
20.11	「ＰＲＴＲ法施行令」一部改正（対象化学物質の見直し及び医療業を対象業種に追加）（H21.10 施行）	
		中国重慶市より研修生２名受入
		恵下埋立地（仮称）整備事業に係る環境影響評価手続きの開始
21. 1		（仮称）石内東地区開発事業に係る環境影響評価手続きの開始
21. 3		「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」公布
		ゼロエミッションシティ広島を目指す第２次減量プログラム策定